

## 一般質問要旨

清新クラブ 4 番議員 高阪康彦

(町の行財政を問う)

私の質問は3点ですので、答弁をお願いします。

1点目は、忘れられた感のある事業仕分けについてお尋ねをします。事業仕分けは民主党の施策の唯一の成功例として注目を集めて来ました。平成21年9月、鳩山内閣が発足し、その年の11月に行われた事業仕分けは、議論のやりとりを一般公開した事で、仕分け会場は、関心を持った市民の傍聴者で溢れました。現在の内閣府特命大臣の蓮舫さんが、スパコンの事業仕分けで、「世界一になる理由は何があるんでしょうか」「二位じゃダメなんですか」と、発言された場面は度々報道されました。

このように関心の高かった事業仕分けも、民主党政権の期待感が弱まるにつれ、関心が薄れて来ました。又、仕分けで廃止となった事業が、名称を変えて生き残ったり、焼け太りをした事業などがテレビなどで報道され、事業仕分け、そのものが、政治的なパフォーマンスと捉えられ、期待した成果が得られなかったことも、関心を下げた理由と考えられます。

しかしながら、役所の無駄の削減を基本としつつ、行政の行う事業を整理し、無駄な税金を使わないようにする事業仕分けの考え方は、行財政改革を行う上で、必要且つ有効な手段であると思います。

私達、清新クラブは、昨年2月に事業仕分けの先進地である神奈川県小田原市に、今年の2月には三重県亀山市をを訪問して、事業仕分けの成果、効果、などを、お聞きして来ました。成果としては、事業仕分けの結果、裁定どおりの完全実行は難しいが、仕分けをしたことにより、無駄の削減は出来ますし、その事業の将来の指針が示される。と云う事でありました。又、効果としてお聞きをした中で、私が特に関心を持ったのは、事業仕分けをした事で、いろいろなしがらみが解消したり、職員のスキルが向上する。という事でした。以上の事から、行財政改革に事業仕分けは必要な事業と考えます。

そこで、お尋ねを致しますが、町長は、平成22年3月議会の所信表明で「新しい公共づくりを図るのに、事業仕分けも視野に入れている」と述べておられます。私は代表質問の中で、町長の考えている事業仕分けは、どういった内容のものなのか。と、質問をしました。お答えとして、「有識者などによる事業仕分けのチームを作りたい」と答えられています。それから1年半程、経過しますが、未だ着手されていません。あの当時とは考え方が変わったのか、改めて、事業仕分けに対する考えをお聞きします

2点目は、町の借入金、町債についてお伺いします。町債の項目をみますと、各事業に対する町債と、臨時財政対策債が計上されています。私がお尋ねをするのは、主に臨時財政対策債からです。(略して臨財債)今年度の予算でも町債の総額11億

8千9百万の内、臨財債が6億円計上されています。

蟹江町一般会計の町債の残高を見ますと、平成13年度末の残高は50億7千万円、10年後の平成22年度末の残高は87億8千万円です。10年間で37億円、町債が増加しています。この町債の中には、平成13年度から、国の方針で、地方自治体に発行が認められた、臨財債があります。臨財債は、本来なら地方交付税として交付されるべき額が、国の財源の問題で、全額交付出来ないので、交付額を減らし、その穴埋めとして、地方公共団体に、地方債の発行を認めた制度であります。そういった事から、元利償還金は後年度に交付税算定に用いる基準財政需要額（その自治体にかかる経費）に繰り入れられ、結果として地方交付税で措置されることになっています。

先ず、お尋ねをいたします。一般会計に於ける町債の総額と、その中に占める臨財債の総額をお知らせ下さい。又、簡単に臨財債の説明をしましたが、違っていたら、ご指摘下さい。

借金には、合理的なもの、そうでないものがあります。例えば学校や道路などの社会基盤整備のように、後年度の利用者との平等な負担を考えて必要なものがあります。家計でいえば、「家や車のローン」にあたります。又、将来の地域経済の活性化や雇用拡大に繋がる投資として、的を絞って選択的に資金を投入するために必要なものもあります。しかし、収入増や返済の見込みのない中で、有効性や波及効果の検証もなく借金を繰り返し増額することは最悪のものといえます。家計でいえば、家計や収入を無視してクレジットカードでキャッシングを繰り返すようなものです。

横江町長が就任されてから、蟹江中学校体育館、給食センター、南保育所の仮園舎などが建設されています。これらは老朽化した建物の建て替えであり、その施設は、多くの町民が利用する必要な建物であります。蟹中の体育館は立派な建物になりましたし、給食センターは町外からも視察に見えます。南保育所の仮園舎は本園舎が完成すれば、児童館となります。蟹小学区の生徒は近鉄線を横断することもなく、より近くなって便利になります。この他にも学校や公舎、橋梁などの耐震工事は、必要な事業であり、こう言ったことで町債が増加するのは、当然のことであると思います。

ここで、お尋ねをします。これらの施設に臨財債は使われていますか。

臨財債は、地方交付税の代替財源と考えられ、発行限度額は国により決められますが、その範囲内なら自治体の裁量で自由に発行でき、その使途も自由です。財源不足を補うためには致し方ないかも知れませんが、町債とという借金には違い有りません。（この事があっているか聞く）

そこで、臨財債の考え方や発行限度額についてお尋ねをします。

次の質問にお答え下さい

1. 平成19年度は財政力指数が1.03で交付税は0になっています。この年の臨財債の償還金はどのように処理されていますか。

2. 臨財債は3年据え置き、20年返済で利率1.20%です。利率は20年間固定利率ですか
3. 臨財債の使途は、主に義務費（人件費・扶助費・公債費）に使われていると思われませんが、そうですか。
4. 臨財債発行額は自治体に任されています。発行額の決め方。限度額はどのように決められていますか。  
（臨時財政対策債をどの程度発行するかは、あくまで自治体の裁量であるから財政秩序の確率と云う観点から適切な処置が望まれる）

二点目の最後の質問ですが。

町は蟹江高校跡地を所得する方向に舵ををきられましたが、その為の財源はどのように考えておられますか。お尋ねします。

返済以上に、町債を発行すれば、借金は増えていきます。建設債のように皆が利用してる間に、返済が終わるものと違い、臨財債は赤字債といわれるように、後世に借金を残すものだと思います。この10年、毎年3億以上、町債が増えています。23年度予算も、返済額は7億2千8百万円。借り入れは11億8千9百万円です。予算で云えば、4億6千万円、町債が増えます。一体、何年後に歯止めがかかるのでしょうか。

臨財債により、国の借金が地方に付け替えられらことで、住民が財政の実態を、知る機会が出来たのは、一つの利点かもしれません。

ですから、一問目とリンクしますが、行財政改革などで、なるべく無駄の削減をすれば、臨財債を減らすことになります。臨財債は後年度に交付税で措置されると云っても、交付税そのものが減額されれば、借金だけが残る事になります。（仮に蟹江高校の跡地を所得出来たとした場合、その整備には相当額の費用がかかり、町債が増えていくことになります。町の発展のため、後世のの為となれば、仕方がないと考えても、）財政上、交債費が増えて益々硬直化した財政運営になります。財政当局として、十分考えて見えると思いますが、将来の事もよく考え臨財債の扱いは慎重に対処されるようお願いします。

3点目は、議会基本条例について、町長の考えをお伺いします。

現在、全国の自治体の10%以上が制定をしている議会基本条例は、2006年（平成18年）5月、北海道栗山町が全国に先駆けて制定をしたのが始まりと聞いています。栗山町の議会基本条例は、首長らが条例案を説明し、議員は質問するだけと云う、地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促すために、議会には、その持てる権限を十分に駆使して、「自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を

広く町民に明らかにする責務を有している」と規定し、議員間の自由討議や、執行部側の反問権などを認めました。

町長に対しては、議会に計画、政策、施策、事業などを提出する場合、その水準を高めるために、「政策などの発生源・検討した他の政策案などの内容・他の自治体の類似する政策との比較検討・実施にかかわる財源措置・将来にわたる政策等のコスト計算」などを、具体的に提示することを義務づけました。

全国の各自治体の議会基本条例も、この条例を参考として、それぞれの自治体に合わせた条例が制定されているようであります。

このような状況が生まれた背景には、これまで一般的に首長主導で行われてきた、自治体運営の実態の中で、議会の形骸化、機能不全が批判される状況が生まれてきた事が大きく拘わっていると思われます。実際に、議会は何をしているのだろう。議員さんは何をしているのだろうと、よく聞かれます。議会では提出された議案に対し、住民の代表として、それぞれの考えを方を述べ、議論をして、まとめますが、結果的に議案は、ほとんどが可決されています。これは、議員や首長は二元代表制の基、共に選挙で選ばれます。選ぶのは主権者である住民です。ですから、共に住民を第一に考えた政策を行う訳でありますので、考え方は違っても、結果として大きな違いはないと云う事になりますが、住民には、議会、議員の姿が見えません。

このような事から、議会の役割を住民に説明するために、議会基本条例で、議会が、議会報告会を開催することを義務づけているところもあります。報告会では、その政策に対し、どのように議論されたのか、どの議員が賛成、反対をしたのかなど明らかにして、住民と議会の距離を少なくするよう努力をします。又、町民の意見を聴取して、議会運営の改善を図ることも考えられています。その他、議会基本条例では、政務調査費、議会事務局の体制整備、議員報酬、議員の模範的規律なども、規定しています。

以上、るる申しあげましたが、議会と対峙する首長として、各自治体が議会基本条例を制定していること。最近では、津島市がこの5月に制定し、施行しています。町長は、この条例をどのように捉え、考えてみえるのか、お尋ねを致します。